

総合操作盤を設ける防火対象物を消防長が指定する告示

令和5年6月20日
消防本部告示第2号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定する防火対象物は、次に掲げるものとする。

- 1 令別表第1(1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの
 - イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
- 2 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）
- 3 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が、5,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

附 則

この告示は、令和5年6月20日から施行する。